

地方分権推進委員会の第5次勧告に関する対処方針

〔 平成 10 年 12 月 1 日 〕
〔 閣 議 決 定 〕

政府は、「地方分権推進委員会第5次勧告」(平成10年(1998年)11月19日)を最大限に尊重し、平成10年度(1998年度)内を目途に、これに対応する地方分権推進計画を作成する。

また、「地方分権推進委員会第5次勧告」を、中央省庁等改革に係る立案作業にも適切に反映させる。